

柏市木造住宅耐震診断士登録等要領

制定 平成18年 5月10日

施行 平成18年 6月 1日

1 趣旨

この要領は、柏市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱（平成18年4月28日制定。以下「要綱」という。）第3条第2項の木造住宅耐震診断士（以下「耐震診断士」という。）の登録その他要綱の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領における用語の意義は、要綱に定めるところによる。

3 耐震診断士の業務

耐震診断士は、要綱第3条第2項に定める業務を行うものとする。

4 耐震診断士の責務

耐震診断士は、自覚と誠意を持って業務を遂行し、次の責務を負うものとする。

- (1) 耐震診断士は、前項の業務を行うにあたり知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。
- (2) 耐震診断士は、前項の業務を行うにあたり、耐震診断以外の業務を行ってはならない。
- (3) 耐震診断士及び建築士事務所は、耐震診断士の名称を使用して、前項の業務以外の業務を行ってはならない。
- (4) 耐震診断士は、前項の業務を行うにあたり、常に第8項に定める登録証を携帯するものとし、関係者から提示を求められた場合には、これを提示しなければならない。

5 耐震診断士の登録

耐震診断士登録は、次に掲げる要件を満たしている者からの申し出に基づき行うものとする。

- (1) 建築士法（建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第1項に規定する一級建築士の免許又は同条第3項に規定する二

級建築士若しくは木造建築士の免許を受けていること。

(2) 建築士事務所（建築士法第23条第1項に規定する建築士事務所をいう。以下同じ。）に所属していること。

(3) 千葉県が開催する既存建築物耐震診断・改修講習会（木造住宅）又は建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項第1号に規定する登録資格者講習（木造耐震診断資格者講習）の課程を修了していること。

(4) 公益社団法人千葉県建築士事務所協会東葛支部又は一般社団法人千葉県建築士会柏支部に所属していること。

(5) 建築士事務所の開設者（同法第23条の3第1項の規定により当該建築士事務所について登録を受けた者をいう。）以外の者にあつては、耐震診断士登録を受けることについて、その所属する建築士事務所の開設者の同意を得ていること。

6 耐震診断士登録への申出

耐震診断士登録の申出は、柏市木造住宅耐震診断士登録申出書に次に掲げる書類を添付して市長に提出させることにより行わせるものとする。

(1) 一級建築士免許証，二級建築士免許証又は木造建築士免許証の写し

(2) 建築士法第23条の3第2項の規定による通知に係る通知書の写し

(3) 第5項第3号に掲げる講習の課程を修了したことを証する書類の写し

(4) 公益社団法人千葉県建築士事務所協会（東葛支部）又は一般社団法人千葉県建築士会の会員証の写し

(5) 写真2枚（縦3.5センチメートル×横2.5センチメートル，無帽，無背景，正面上3分身，申出日以前6か月以内に撮影したものであること。）

(6) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

7 柏市木造住宅耐震診断士名簿への登録

市長は、前項の申出があつた場合において、当該申出をした者が第5項各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、当該申出をした者を柏市木造住宅耐震診断士名簿に登録を行うものと

する。

8 柏市木造住宅耐震診断士登録証の交付

市長は、耐震診断士登録をしたときは、当該耐震診断士登録をした者に対し、柏市木造住宅耐震診断士登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

9 耐震診断士登録をした事項の変更等の届出

耐震診断士は、第6項の申出をした事項に変更を生じたとき又は登録証を紛失したときは、速やかに、柏市木造住宅耐震診断士登録事項変更等届出書を市長に提出するものとする。

10 登録証の書換え

市長は、前項の規定による届出（登録証に記載された事項の変更に係るものに限る。）があったときは、当該届出をした木造住宅耐震診断士に登録証を提出させ、当該登録証に記載された事項を書き換えるものとする。

11 登録証の再交付

市長は、第9項の規定による届出（登録証の紛失に係るものに限る。）があったときは、当該届出をした耐震診断士に対し、新たに登録証を交付するものとする。

12 耐震診断士登録の抹消

市長は、耐震診断士が次のいずれかに該当するときは、耐震診断士登録を抹消するものとする。

(1) 登録の抹消の申出があったとき。

(2) 死亡又は失そう宣言を受けたとき。

(3) 虚偽その他不正の手段により耐震診断士登録を受けたとき。

(4) 要綱第3条第2項の規定により依頼を受けて木造住宅の耐震診断を行うに当たり、当該依頼をした者の意に反する耐震改修の勧誘その他の耐震診断士の業務に関する不正な又は不当な行為をしたと認められるとき。

(5) 第5項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

13 耐震診断士登録の抹消の通知

市長は、前項の規定により耐震診断士登録を抹消したときは、柏市木造住宅耐震診断士登録抹消通知書により当該耐震診断士登録を抹消した者に通知するものとする。

14 登録証の返還の求め

市長は、第12項の規定により耐震診断士登録を抹消された者（同項第2号に該当したときにあつては、その者の親族，所属していた建築士事務所の開設者その他の関係者）に対し、登録証を市長に返還するよう求めるものとする。

15 柏市耐震診断士登録名簿の閲覧

市長は、補助金の交付を受けて耐震診断を実施しようとする者の利便を図るため、柏市木造住宅耐震診断士名簿を閲覧に供するものとする。

16 耐震診断の方法

要綱第3条第2項に規定する市長が別に定めるものは、木造住宅の耐震診断と補強方法（一般財団法人日本建築防災協会発行）に記載された一般診断法又は精密診断法とする。

17 住宅の耐震診断の促進等のための措置

市長は、木造住宅の耐震診断の促進及び地震に対する安全性に関する市民の意識の啓発を図るため、広報活動の実施等必要な措置を講ずるものとする。

18 補則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年2月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。